

最低制限価格・低入札調査基準価格の算出方法の見直し（試行）について

武豊町 総務課

令和5年4月1日以降に入札公告等を行う建設工事の最低制限価格及び低入札調査基準価格の算出方法を下記のとおりとします。

記

1 適用時期

令和5年4月1日以降に入札公告等を行う建設工事から適用

2 最低制限価格・低入札調査基準価格算出方法（以下すべて税抜き）

項目	改正前	改正後
算出方法	土木工事 （※1） ①直接工事費×95% ②共通仮設費×90% ③現場管理費×80% ④一般管理費×55% ①～④の合計額 （ただし、予定価格の7.5/10～9.2/10の範囲で設定）	土木工事 （※1） ①直接工事費× 97% ②共通仮設費×90% ③現場管理費× 90% ④一般管理費× 68% ①～④の合計額 （ただし、予定価格の7.5/10～9.2/10の範囲で設定）
	上記以外工事 ①直接工事費×95% ②共通仮設費×90% ③現場管理費×80% ④一般管理費×30% ①～④の合計額 （ただし、予定価格の7.5/10～9.2/10の範囲で設定）	上記以外工事 ①直接工事費× 97% ②共通仮設費×90% ③現場管理費× 90% ④一般管理費× 55% ①～④の合計額 （ただし、予定価格の7.5/10～9.2/10の範囲で設定）

※1 土木工事・・・土木一式工事、水道施設工事、舗装工事、土木関係の電気工事・機械器具設置工事等土木関係工事全て

・端数処理（最低制限価格と同様）

上記①～④の合計額 → ①～④を合計した後に1,000円未満切捨て
 （①～④各々の額を求める際には端数処理はしない）

上限（予定価格の9.2/10）→ 1,000円未満切捨て

下限（予定価格の7.5/10）→ 1,000円未満切上げ

・上記の算定式により難しいもの、または町長が特に必要があると認めるときは、予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲で定める。

3 失格基準価格

項目	改正前	改正後
算出方法	すべての工事 ①直接工事費×90% ②共通仮設費×80% ③現場管理費×80% ④一般管理費×30% ①～④の合計額 (ただし、予定価格の7.5/10 ～9.2/10の範囲で設定)	変更なし

- ・端数処理（最低制限価格と同様）
 上記①～④の合計額 → ①～④を合計した後に1,000円未満切捨て
 (①～④各々の額を求める際には端数処理はしない)